

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|--|
| 件名 | 「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく子ども手当に係るシステム修正について |
|----|--|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 16 条第 1 項本文関係（電算開発等）

（担当部課：子ども家庭部 子ども家庭課 子ども医療・手当係）

事業の概要

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|---------------|----------|-------------------------|----------|-------------------|----------|---------|----------|
| 事業名 | 子ども手当 | | | | | | | | |
| 担当課 | 子ども家庭部 子ども家庭課 子ども医療・手当係 | | | | | | | | |
| 目的 | 子ども手当の給付、及びその準備のため | | | | | | | | |
| 給付対象者 | 国内に居住する 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども (ただし、留学による国外居住を除く) | | | | | | | | |
| 申請・受給者 | ① 給付対象の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等。 ② 父母等に監護されず又はこれと生計を同じくしない給付対象の子どもを監護し、かつその生計を維持する者。 ③ 施設に入所している給付対象の子どもが委託されている児童福祉施設等の設置者。 | | | | | | | | |
| 総数・総額 | 給付対象者数 約 2 万 5 千人 予算額 約 4 4 億円 | | | | | | | | |
| 給付方法 | 口座振替を原則とする。 | | | | | | | | |
| 事業目的 | 子どもを養育している者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とする。 | | | | | | | | |
| 事業内容 | <p>1：子ども手当は受給しようとするもの（請求者）の請求を必要とする。</p> <p>2：請求を受けた区長は、その受給資格及び支給金額について審査のうえ認定する。</p> <p>3：認定後所定の期日に、請求者指定の金融機関に振り込む。（原則年 3 回）</p> <p>4：支給月額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>0 歳～3 歳未満(一律)</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳～小学校修了前(第 1 子・第 2 子)</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳～小学校修了前(第 3 子)</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>中学生(一律)</td> <td>10,000 円</td> </tr> </table> | 0 歳～3 歳未満(一律) | 15,000 円 | 3 歳～小学校修了前(第 1 子・第 2 子) | 10,000 円 | 3 歳～小学校修了前(第 3 子) | 15,000 円 | 中学生(一律) | 10,000 円 |
| 0 歳～3 歳未満(一律) | 15,000 円 | | | | | | | | |
| 3 歳～小学校修了前(第 1 子・第 2 子) | 10,000 円 | | | | | | | | |
| 3 歳～小学校修了前(第 3 子) | 15,000 円 | | | | | | | | |
| 中学生(一律) | 10,000 円 | | | | | | | | |

件名 「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく
子ども手当に係るシステム修正について

| | |
|------------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 子ども家庭課 子ども医療・手当係 |
| 登録業務の名称 | 子ども手当 |
| 記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこに記録されるのか) | <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 子ども手当の受給資格者および対象となる子ども (約46,000人) 2 記録項目 別紙1のとおり 3 記録するコンピュータ 子ども手当システム(業務フローは別紙2のとおり) |
| 新規開発・追加・変更の理由 | 特別措置法による子ども手当の事業開始に伴い、支給要件として「子どもの国内居住要件」が加わり、外国籍の子どもに対しても在留資格及び在留期間等の確認が必要となったため、子ども手当システム上に「子どもの在留資格及び在留期間等」の項目を追加変更する必要が生じたため。 |
| 新規開発・追加・変更の内容 | 子ども手当システムで、外国籍の子どもに関して在留資格及び在留期間等の情報管理ができるよう項目を追加変更する。 |
| 開発等を委託する場合における個人情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 テストにはダミーデータを使う。 2 データセットアップには職員が立ち会う。 |
| 新規開発・追加・変更の時期 | 平成23年9月以降 |

(別紙1) ※太字下線部が追加項目

<受給者情報関係>

氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民番号、配偶者の有無、申請年月日、審査年月日、支給停止及び交付差止め情報

<受給者属性関係>

郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先電話番号、住登外の適否（住登外適用の場合は住登住所含む）、外録番号、通称名、在留資格区分、在留期間、国籍

<口座情報関係>

金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人（カナ）、口座変更履歴

<児童情報関係>

氏名、生年月日、性別、住民番号、続柄、監督保護の有無、生計関係、受給者との同居別居の区分、外録番号、通称名、在留資格区分、在留期間、国籍

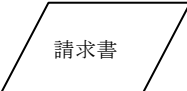
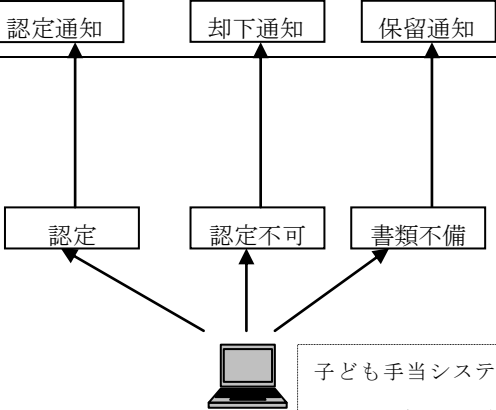
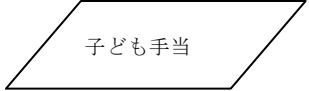




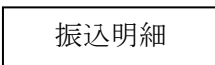
<所得情報>

年金種別、基礎年金暗号、扶養人数、老人扶養親族数、扶養控除内容、本人控除内容、申告の有無、所得額、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済控除額、控除後所得額

<支給状況関係>

支払履歴、支払金額、支払年月

別紙 2

| 内容 | 業務名 | | 日付 |
|-------------------------|---|---|---|
| 業務フロー | 子ども手当 | | 平成 23 年 8 月 22 日現在 |
| 概要：子ども手当の受給者情報の管理及び支払事務 | | | |
| | 申請 | 審査・認定 | 支払 |
| 請求者 |  請求書 区役所・出張所・ 郵送・電子申請 |  |  子ども手当 |
| 子ども医療・手当係 |  子ども手当システム ※子ども手当システム概要 サーバー2台 デスクトップ3台 ノート PC18台 プリンター2台 |  子ども手当システムにより登録、変更、照会、各種帳票印刷 |  振込 FD ※FD は全銀協フォーマット  →  振込明細 |
| 処理内容等 | システムへ入力するとともに、認定番号を付番する。 | 請求書及び添付書類を審査のうえ、審査結果を請求者宛に通知する。通知は子ども手当システムから出力。窓空き封筒で送付。 | 子ども手当システムで振込 FD の作成及び支払明細の出力を行う。 |